

6・18 山木屋原告団の裁判開始される!

昨年12月の25世帯に続き、5月21日、26世帯追加提訴!



弁護団の説明を受ける山木屋原告団

昨年、12月26日の原発避難者訴訟山木屋原告団（二十五世帯百一人）の損害賠償請求に続き、5月21日に山木屋地区第二次として（二十六世帯百八人）が、福島地裁いわき支部に提訴しました。

当日、午後一時十分、第二次原告団を代表して嶋原秀雄氏が百八人分の訴状を提出しました。



提訴報告をする嶋原秀雄氏

6月18日の裁判では、第二陣第二次提訴の、川俣町山木屋地区の初めての口頭弁論が行われました。東京電力に対し、避難慰謝料ふるさと喪失慰謝料、自宅不動産の喪失についての賠償を求める裁判です。

第三次提訴までの原告とあわせて、避難者訴訟原告団は、四百七十三名の原告団となりました。一方、平成25年12月26日に提訴した第三次提訴の原告団は、裁判所の決定により、第二次提訴までの原告団と同時に審理されることになりました。この日の裁判は、二時間を優に超える裁判でした。

第二次提訴までの原告二人が、自分の受けた被害について実態を述べました。

また、第三次提訴となった、原告のうち、山木屋原告団を代表して、菅野清一団長が意見陳述をしました。

その他更新弁論を二名、第三次提訴の意義について、第三次提訴に伴い山木屋地区の現場検証を求めていることや、今後の進行について五名の代理人弁護士も意見を述べました。ここまでで1時間45分

を要しました。しかし、バトルは、そのあと待っていました。裁判官が私たちの主張に対して、疑問を呈する意見を述べ始めたのです。

裁判官とのバトル!

裁判長

「避難慰謝料とふるさと喪失の慰謝料についてだが、（私たちは、避難をしていくことの苦痛として原告一人月額五十万円ふるさとを喪失してしまつたことの慰謝料として原告一人二十万円の請求をしている。）原告の請求内容は、共通した点の一部請求であるという質的な区切り方をしていく。この請求で請求されている部分とされていない部分との区別基準はどこにあるのか？」

米倉弁護士

「区別基準と言われても・・・」

裁判長

「二十万円は、どんな人でも最低それだけの損害という金額の問題か？」

米倉弁護士

「質が同じということでもあるふるさととの喪失という点の質が同じ」

裁判長

「原告代理人の言っていることがよくわからない。人によって事情は違うではないか。原告全員に共通する事実は何があるのか？」

「裁判長は何を言っているのかわからない。ふるさとがあり、そこから避難を余儀なくされ、そこにもう戻ることはできない。私たちは、その総体を被害だと言っている。そしてそれは現地を見ないといわれないと言っている」

米倉弁護士

「原告たちにはそれぞれコミュニティがあった。そこから避難を余儀なくされた、そうした被害の実相を見てくれ、と言っている」

小野寺弁護士

「被害の実相を見てくれでは抽象的に過ぎるではないか。今までどこに住んでいて、避難を余儀なくされた。もう帰れない。それだけの事実の判断でよいのか。二十万円という線引きは何によつてなされたのか。その線引きの基準となる、基準評価の基礎となる事実があるでしょう」

米倉弁護士

「裁判所が、私たちの主張をどのように理解しているということは、実に悲しく、残念に感じている。例えば、交通事故の被害者にもいろいろ人がいる。事故によって失つたものは人によって違う。経営者もいれば、主婦もいる。人によって損害の金額の考えもいろいろで百万という人もいれば、五十万という人もいろいろだろう。しかし、裁判所が入院慰謝料として判決を出す慰謝料の金額は、赤い本を基準にして月額三十五万円ではないか。この三十五万円と、人によって異なる考えの五十万円とか百万円の場合とか、そのそれぞれとの差額について線を引くにあたり、どのような基準があるというのか。基準はないではないか。それと同じである」

赤い本

「赤い本」とは弁護士や裁判所が使う交通事故事例を集めた実務の本）

裁判官たちは、このとき「合議する」といつて

「最終的に、裁判所は、「裁判所の疑問に対し原告側から文書で説明をするように」という打診がありました。

小野寺弁護士から、「裁判所の疑問は誤解のないよう、文書で提示してくれ」と打診をしました。

古里喪失慰謝料の基準は？

裁判所質問に原告「意味わからない」

被告側の反論が準備書面で出たことから、原告側は「現場検証の可否判断の前提条件はそろった」とみている。

この日、杉浦裁判長は原告側に「1人当たり2000万円の古里喪失慰謝料の評価基準は何か」と質問。原告側は「地域コミュニティなどを失った原発事故特有の被害。額は最低ラインを包括請求したもの。現場を見れば被害の実像が分かる」と主張した。

裁判長は5分間の合議後、「十分理解できない」と後日の回答を要求。原告側は「裁判所が書面で質問を」と求め、双方が議論を尽くすことを確認した。

また、昨年12月に同支部に起こした同訴訟第2陣1次（原告136人）がこの日、併合された。【栗田慎一】

双方、かみ合わず

福島原発避難者訴訟第5回弁論

原発事故の避難区域の住民らが東京電力を相手取った「福島原発避難者訴訟」の第5回口頭弁論が18日、地裁いわき支部（杉浦正樹裁判長）であった。原告が請求の柱に据える「古里喪失」慰謝料について、杉浦裁判長は「避難慰謝料などと区別する基準が分からない」と述べ、原告側が「裁判所の言っていることこそ分からない」と応酬。議論はかみ合わず、裁判所は、原告側が求める避難区域の現場検証への回答を再び留保した。

同訴訟を巡っては、原告弁護団が「過去の公害・基地騒音訴訟では裁判所が早期の現場検証を行っている」と裁判所に同様の対応を求めている。

裁判所は4月の第4回口頭弁論で、「被告側の反論がそろってから判断する」と回答を留保したが、この日までに



6月18日、裁判前の総決起集会（いわき市八幡神社）



雨の中裁判所に向かう二次原告団 5月21日

6月18日の口頭弁論の内容が毎日新聞に掲載されました。

5月25日、午後一時半より福沢多目的集会所において、弁護団十名の出席のもとに、山木屋原告団第二次提訴報告集會及び、総会が開催されました。総会では、規約の一部改正により、第二次原告団より、新たな役員を選出が承認され、後に、四名の事務局役員が選出されました。役員は次の通りです。

事務局

鳴原勝由 広野一
菅野福明 渡辺哲也

事務局長大内清郷が岩手工場で転勤のため渡辺新一が事務局長に選出されました。

シリーズ 弁護士紹介



豊田誠弁護士
東京弁護士会
豊田誠法律事務所



坂口禎彦弁護士
東京弁護士会
新和総合法律事務所



宮腰直子弁護士
千葉県弁護士会
ふなばし法律事務所



坂本博之弁護士
茨城県弁護士会
坂本博之法律事務所

提訴の経過

今後の日程

- 25年12月26日 山木屋原告団25世帯 百一人
- 26年5月21日 山木屋原告団26世帯 百八人
- 8月26日 渡辺はま子さん自死事件判決
- 8月27日 福島地裁 午後1時15分
- 8月27日 山木屋原告団裁判いわき支部
- 8月30日 福島原発事故被害弁護団夏季合宿いわき新舞子ハイッ
- 9月14日 山木屋原告団聞き取り調査
- 10月22日 福沢多目的集会所 午後1時 弁護団交流会
- 10月22日 飯坂温泉天竜閣 午後6時半
- 10月22日 山木屋原告団裁判
- 12月17日 福島地裁いわき支部

トピックス

山木屋地区に隣接する小綱木地区の住民が、東電に同区域と同等の精神的損害賠償を求めて裁判外紛争解決手続き(ADR)を9月下旬に住民の約95%に当たる572人が参加予定。8月3日は被災者の会が結成され、住民ら約150人が参加し隣接する避難指示区域の山木屋地区と同様に放射線量が高いのに賠償を受けられない」として、同区域と同等の1人当たり月10万円の精神的損害賠償を求める方針。